

平成26年度 国民健康保険税

平成26年度の国民健康保険税(国保税)を表1のとおり改定しました。

あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費などから、国や県などの負担分(補助金

など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっていきます。

加入者の皆さんから負担していただく国保税が重要な財源となっておりますので、忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付されますので、各期別の納期限(表2)内に納付をお願いします。

☎ 税務課

☎ 72-16932

☎ 町民生活課

☎ 72-16933

■表1. 平成26年度国民健康保険税税率

区分	医療分					後期高齢者支援金分				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
平成25年度	5.94%	27.48%	18,900円	21,900円	51万円	1.86%	7.02%	5,700円	6,500円	14万円
平成26年度	6.10%	15.00%	20,900円	22,400円	51万円	1.90%	6.00%	7,000円	6,800円	16万円
比較	0.16%	△12.48%	2,000円	500円	—	0.04%	△1.02%	1,300円	300円	2万円

区分	介護分				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
平成25年度	1.60%	7.77%	7,900円	5,400円	12万円
平成26年度	1.77%	5.00%	8,900円	6,400円	14万円
比較	0.17%	△2.77%	1,000円	1,000円	2万円

■表2. 平成26年度国民健康保険税納期一覧

期別	納期限
1期	7月31日(木)
2期	9月1日(月)
3期	9月30日(火)
4期	10月31日(金)
5期	12月1日(月)
6期	12月25日(木)
7期	平成27年2月2日(月)
8期	3月2日(月)

《表1の見方》

- ▷ **医療分**…加入するすべての世帯に課税されます。
- ▷ **後期高齢者支援金分**…加入するすべての世帯に課税されます。
- ▷ **介護分**…40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。
- ▷ **所得割**…前年度の総所得に応じた割合で算出される額です。
- ▷ **資産割**…資産(土地や家屋などの固定資産税)に応じた割合で算出される額です。
- ▷ **均等割**…世帯の加入者の人数に応じて算出される額です。
- ▷ **平等割**…加入するすべての世帯に同額で割り当てられる額です。